

災害発生時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、甲の地域防災計画（広域編）及び構成各市町の地域防災計画に基づき、生活救援対策等に必要物資（別紙 1）の供給を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（物資の確保）

第 2 条 乙は、甲が災害発生時に必要となる物資の供給に協力するものとする。

（供給手続）

第 3 条 甲が物資の供給を受けようとする時は、災害緊急物資供給要請書（様式 1）をもって、乙に要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等により要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第 4 条 前条の規定により要請を受けた乙は、物資が必要となった甲の構成市町に対し、直ちに適正な価格で優先的に物資を供給するものとする。

（費 用）

第 5 条 前条の規定により乙が供給した物資の代金については、災害復旧後、供給を受けた市町が負担するものとする。

（期 間）

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 ケ年とする。ただし、有効期間満了の 1 ケ月前までに、甲・乙のいずれからも異議の申し立てのない限り、自動的に継続するものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定の内容に疑義が生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 16 年 4 月 27 日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 滋賀県彦根市小泉町 31
株式会社 平和堂
代表取締役社長

別紙

生活救援対策等に必要な物資

1. 食糧品
2. 衣類
3. 寝具類
4. 生活用消耗品
5. 育児用品
6. 医薬品
7. 食器類
8. その他生活救援に必要な物資

年 月 日

{ 株式会社 平和堂
代表取締役 様
株式会社 ユタカファーマシー
代表取締役 様
近畿コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 様
樋口鉱泉株式会社
代表取締役社長 様 }

京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

災害緊急物資供給要請書

災害発生時における物資の供給に関する協定書（平成16年4月27日付、平成16年12月10日付、平成19年3月27日付）（災害時における飲料の供給等協力に関する協定書（平成19年3月27日付））に基づき、次の物資の供給を要請する。

記

1. 物資名（数量等）
2. 供給時期
3. 供給場所
4. その他必要事項

災害発生時における物資の供給に関する協定書実施細目

京都府南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）は、平成16年4月27日に締結した「災害発生時における物資の供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり実施細目を定める。

1. 緊急連絡先

①「甲」緊急連絡先

第1連絡先 宇治市企画管理部防災対策課長

電 話 0774-22-3141 (代)

F A X 0774-39-9422

第2連絡先 向日市市民生活部環境政策課長

電 話 075-931-1111 (代)

F A X 075-922-6587

第3連絡先 八幡市総務部市民自治安全課長

電 話 075-983-1111 (代)

F A X 075-982-7988

②「乙」の連絡先

株式会社 平和堂 総務部総務課長 電 話 0749-26-9610 (代)

F A X 0749-23-3118

衛星携帯電話(本部)090-7362-5019

(宇治東)090-7360-5238

2. 物資の確保

協定書第2条の災害時に必要となる物資及び数量については概ね別記1のとおりとする。

3. 物資の引渡し場所

協定書第4条に基づき「乙」から「甲」に物資の引渡しを行う際の引渡し場所については、別記2の物資を必要とする市町の配送予定場所の中から「甲」が指定するものとする。

4. 引渡し価格

協定書第4条の「適正な価格」とは、「乙」が災害発生直前まで販売していた小売価格を基本に決定するものとする。

5. 代金の支払い

協定書第5条の物資の代金については、物資の供給を受けた市町に「乙」が請求し、請求を受けた市町は応急復旧終了後、すみやかに支払うものとする。

6. 各市町の担当課

「甲」の各市町の担当課は別記3の通りとする。

この細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年12月13日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都府南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 滋賀県彦根市小泉町 31
株式会社 平和堂
代表取締役

別記 1

必要物資及び数量

[食糧等]

おにぎり	100,000個	アルファ米	50,000個
飲料水（2L）（お茶）	110,000個	米	10,000kg
パン（乾パン）	175,000個	缶詰（副食）	20,000個
カップめん	60,000個	粉ミルク	5,000人分

[衛生用品]

包帯	1,000本	哺乳瓶	5,000個
紙おむつ（大人用）	15,000セット	ティッシュペーパー	10,000個
紙おむつ（乳児用）	15,000セット	石鹼	50,000個
生理用品	10,000袋	ゴミ袋	100,000枚
※ その他ラップ、トイレトペーパータオルなど			

[薬]

消毒薬（水害時等に使用する乳剤）、風邪薬、胃腸薬、傷消毒薬等一般的な家庭医薬品

[その他生活用品]

毛布	40,000枚	懐中電灯	1,000個
ビニール・シート	20,000枚	水袋	50,000袋
カセットコンロ	3,000セット	ポリタンク	5,000個
肌着（子供用）	30,000セット	応急テント	500張
肌着（大人用）	30,000セット		

[その他の日用品]

バケツ、ライター、鍋、やかん、食器、携帯ラジオ、洗剤等

別記 2、別記 3 略